令和７年度スキルアップ支援事業
事業概要

公益財団法人
東京しごと財団
企業支援部　雇用環境整備課
スキルアップ助成金事務局

目次

1．スキルアップ支援事業とは

2．申請できる企業等の要件

3．助成額・申請要件など

4．申請の流れ・提出期限

5．提出書類について

6．提出先について

7．前年度との変更点

8．よくある質問

9．個別相談会のご案内

1．スキルアップ支援事業とは

公益財団法人 東京しごと財団

【中小企業人材スキルアップ支援事業】

中小企業等が従業員に対して実施する集合やeラーニング等による研修を支援することにより、企業における従業員の職業能力の開発及び向上を促進する。

【育業中スキルアップ支援事業】

従業員が育業中のスキルアップを希望し、その受講料等を支援する企業に対し経費の一部を助成することで育業を後押しする。

① 事業内 スキルアップ助成金

自社企画の研修の場合

② 事業外 スキルアップ助成金

教育機関が実施する
既存の研修を利用する場合

③ ＤＸ リスキリング助成金

自社のＤＸ推進を目的として
教育機関が実施する研修を
利用する場合

④ 育業中 スキルアップ助成金

育業中のスキルアップを希望する
従業員が教育機関実施の研修を
受講する場合

2．申請できる企業等の要件

公益財団法人 東京しごと財団

都内中小企業等 及び 個人事業主で、①および②を満たすことが申請要件。

①「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業者数」のいずれか一方（又は双方）を満たすこと。

業種分類	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する従業員数
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	１億円以下	
その他の業種	３億円以下	300人以下

中小企業基本法第2条第1項より

② みなし大企業でないこと。

「みなし大企業」とは、大企業が実質的に経営に参画している場合のことをいいます。

いずれかに該当の場合 対象外

- 大企業（中小企業者以外の者）が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している。
- 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している。
- 役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- その他大企業が実質的に経営を支配する力を有していると考えられる。

「育業中スキルアップ助成金」は大企業（みなし大企業含む）も申請できます

３．助成額・申請要件など

公益財団法人 東京しごと財団

助成対象企業等と助成額について

Ｒ７年度から対象拡大！
詳細は「７．前年度との変更点」へ！

助成金種別		①事業内スキルアップ助成金	②事業外スキルアップ助成金	③ＤＸリスキリング助成金	④育業中スキルアップ助成金
助成対象		都内中小企業・個人事業主・団体	都内中小企業・個人事業主		都内企業・個人事業主
		都内中小企業・都内企業には会社法以外の法律に基づき設置される法人（一般社団法人、NPO法人等）も含みます。			
助成額・助成率		助成対象受講者数×研修時間数×**760円**	受講者１人１研修あたりの受講料等の**２分の１**（※２）	受講者１人１研修あたりの受講料等の**４分の３**	企業負担分の**３分の２**（※３）
上限額	１人１研修あたり	上限なし（※１）	**25,000円**	**75,000円**	上限なし
	１社１年度あたり（※４）	事業内・事業外　**合計150万円**／社・年度		**100万円**／社・年度	**100万円**／社・年度

※１　団体の場合は、経費ー収入の額が上限。
※２　非正規雇用労働者が助成対象受講者全体の２割以上参加の場合 又は 小規模企業者の場合は受講料等の３分の２。
※３　大企業は企業負担経費の２分の１の助成。
※４　年度内で交付決定金額上限額に達するまで複数回申請が可能。

３．助成額・申請要件など

公益財団法人 東京しごと財団

助成対象となる研修について

<table>
<tr><td colspan="2">助成金種別</td><td>事業内
スキルアップ助成金</td><td colspan="2">事業外
スキルアップ助成金</td><td colspan="2">ＤＸ
リスキリング助成金</td><td>育業中
スキルアップ助成金</td></tr>
<tr><td colspan="2">研修実施期間</td><td colspan="6">令和７年４月１日～令和８年３月31日の間に開始、令和８年８月31日までに終了する研修であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">１研修あたりの研修時間</td><td colspan="5">3時間以上10時間未満／１研修あたり</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">実施形式</td><td>セルフメイド／レディメイド／オーダーメイド（※５）</td><td>セルフメイド</td><td>オーダーメイド</td><td colspan="2">レディメイド</td><td>レディメイド</td><td>オーダーメイド</td><td>レディメイド</td></tr>
<tr><td>集合型（※６）
（オンライン可）</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>eラーニング（※７）</td><td>×</td><td>×</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td></tr>
<tr><td>講師</td><td>自社内の講師</td><td colspan="5">教育機関の講師</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研修要件
（抜粋）</td><td>事業内・事業外・ＤＸで共通する要件</td><td colspan="5">・通常の業務と区別できるＯＦＦ－ＪＴであること
・研修に要する経費の全額を申請企業等が負担していること
・業務命令として労働時間内に研修を行い、所定の賃金を支払っていること
・国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定もないこと
・交付申請時に提出した計画のとおりに実施すること
・総研修時間数の８割以上受講していること</td><td></td></tr>
<tr><td>各助成金ごとの要件</td><td colspan="2">・受講者の職務に必要となる専門的な技能の習得等を目的とする研修であること
・専門的な技能、知識を有する指導員、講師により行われること
・受講者の人数が２名以上であること</td><td colspan="2">・受講者の職務に必要となる専門的な技能の習得等を目的とする研修であること
・受講者の受講状況について、教育機関の証明を受けられること</td><td colspan="2">・申請企業等のＤＸ推進のために必要な知識、技能の習得、向上を目的とする研修又は専門的な資格を取得するための研修であること
・受講者の受講状況について、教育機関の証明を受けられること</td><td>・育業中のスキルアップを希望する従業員が受講する研修であること
・復職後スムーズに職場復帰するために必要な研修であること
・申請事業主が研修受講に係る経費を２分の１以上負担していること</td></tr>
</table>

※5　セルフメイドとは自社企画かつ自社内講師で実施する研修のこと。　レディメイドとは教育機関が計画した既存の公開研修のこと。 オーダーメイドとは教育機関に委託し自社の従業員を対象として計画・実施する研修のこと。
※6　集合型とは、受講生が所定の時間に一斉に受講する研修のこと。
※7　eラーニングとは、オンライン上で配信されるテキストや動画を活用し受講者が任意の時間に受講する研修のこと。

４．申請の流れ・提出期限

公益財団法人 東京しごと財団

申請の流れ・Ｒ７年度受付期間について

Ｒ7年度受付：令和７年３月１日スタート！

・・・申請企業が実施する部分。

研修開始予定日の１ヶ月前までに交付申請書提出

研修終了日から２ヶ月以内で実績報告書提出

交付申請書 提出 → 交付決定通知 送付 → 研修 実施 → 実績報告書 提出 → 額の確定通知・口座振替依頼書 送付 → 口座振替依頼書 提出 → 助成金 振込

Ｒ7受付期間（交付申請）

令和７年３月１日
～令和８年２月２８日

ただしＲ7.4.1～R7.4.14の間に開始する研修がある場合、R7.3.15まで申請を受け付けます。

研修実施期間

令和７年４月１日
～令和８年８月31日実施分まで

ただしR8.3.31までに研修を開始すること。

Ｒ7受付期間（実績報告）

令和７年４月１日
～令和８年１０月３１日

5．提出書類について

公益財団法人 東京しごと財団

交付申請で提出する書類（抜粋）

⚠ **あくまでも“抜粋”ですので、詳細は各助成金の募集要項「提出書類一覧」をご確認ください。**

- 交付申請書
- 助成対象額計算書
- 研修計画
- 誓約書

＋

- **「事業内」申請の場合**・・・講師名簿　等
- **「事業外」申請の場合**・・・受講案内、教育機関の概要　等
- **「DX」申請の場合**・・・受講案内、教育機関の概要、見積書（オーダーメイドのみ）等
- **「育業中」申請の場合**・・・受講案内、教育機関の概要、育業中であることが確認できる書類、育業中の研修受講に関する申立書　等

初回申請時（年度初め）のみ提出する書類（抜粋）

Ｒ７年度初回申請の場合、以下の提出が必要になります。
以下は法人の提出書類の例です。個人事業主等は各助成金の募集要項「提出書類一覧」をご確認ください。

- 印鑑証明書
- 商業・法人登記簿謄本
- 法人都民税・法人事業税の納税証明書
- 会社案内または会社概要
- 組織図（任意様式）

交付申請のポイント

- 交付申請書は**「研修開始予定日の１ヶ月前まで」**に提出すること。
- Ｒ７年度交付申請書は、**R7.3.1から受付開始。**
- R7.4.1～4.14実施の研修は、**猶予期間としてR7.3.15まで申請受付。**

5．提出書類について

公益財団法人 東京しごと財団

実績報告で提出する書類（抜粋）

実績報告書	助成対象額計算書（実績部分を記載したもの）	研修計画（実績部分を記載したもの）

＋

あくまでも“抜粋”ですので、詳細は各助成金の募集要項「提出書類一覧」をご確認ください。

「事業内」申請の場合　・・・受講が確認できるもの（出席簿 等）
研修実施時の写真　等

「事業外」申請の場合　・・・受講が確認できるもの（受講証明書 等）
助成対象経費の支払いが確認できるもの　等

「DX」申請の場合　・・・助成対象経費の支払いが確認できるもの
レディメイドの場合、受講が確認できるもの（受講証明書等）
オーダーメイドの場合、受講が確認できるもの （出席簿 等）
研修実施時の写真、研修実施報告書　等

「育業中」申請の場合　・・・受講が確認できるもの（受講証明書 等）
助成対象経費の支払いが確認できるもの　等

実績報告のポイント

・実績報告書は**「研修最終日から２ヶ月以内」**に提出すること。

・Ｒ７年度実績報告書は**R8.10.31にて受付終了。**
（Ｒ７年度研修対象期間がＲ8.8.31までのため、その2か月後となる。）

「受講証明書」等についての注意点（事業外・DX）

レディメイド研修を受講した場合、研修ごとに総研修時間数の８割以上の受講が確認できるものの提出が必要です。証明書等の発行が可能か、**交付申請前に教育機関にご確認いただくことを推奨します。**

6．提出先について

公益財団法人
東京しごと財団

書類の提出方法

交付申請は ①紙申請 ②電子申請 のいずれかで提出してください。
以降、助成金請求までのすべての手続きを交付申請時と同一の申請方法にて行っていただきます。

① 紙申請
⇒郵送にて提出

提出先

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-8-5
住友不動産飯田橋駅前ビル11階

公益財団法人東京しごと財団
「スキルアップ助成金」事務局 宛

② 電子申請
⇒Ｊグランツ上で提出

Jグランツ申請フォーム

ホームページの各助成金ページのリンクよりご申請ください。

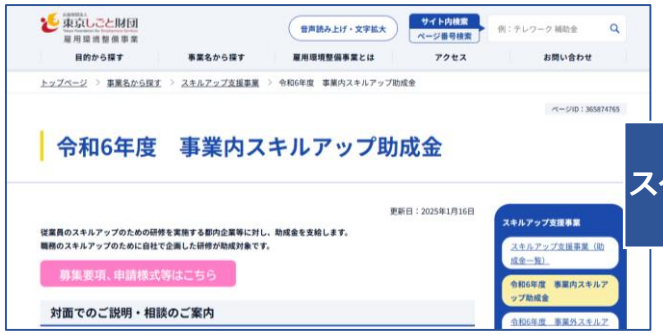

スクロール

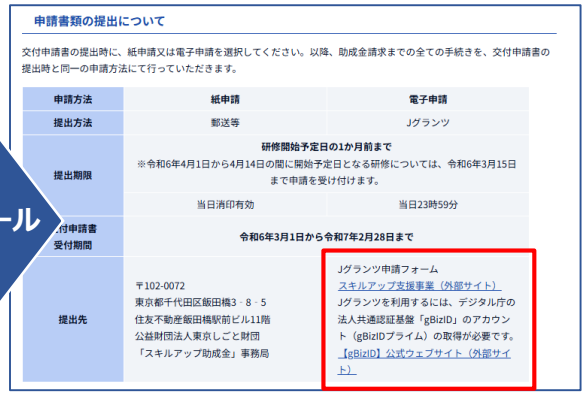

７．前年度との変更点

公益財団法人 東京しごと財団

令和７年度から
助成対象事業者の範囲が拡大！！！

４つの助成金（事業内・事業外・ＤＸ・育業中）のすべてにおいて、
会社法以外の法律に基づき設置される法人（一般社団法人、NPO法人等）が
新たに助成対象となりました！

対象となる「法人」には以下を含みます。

弁護士法人／監査法人／税理士法人／行政書士法人／司法書士法人／弁理士法人／社会保険労務士法人／土地家屋調査士法人／**医療法人／社会福祉法人／学校法人／公益法人／一般社団法人／NPO法人** 等

R7年度から新たに対象となる法人

次の(ア)～(エ)に該当する場合は「法人」に含みません。

（ア）同窓会、同好会等構成員相互の親睦 等を主目的とするもの
（イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を目的とするもの
（ウ）後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
（エ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

8．よくある質問

公益財団法人 東京しごと財団

Q1

個人事業主本人が受講する研修は
助成対象ですか？

助成対象外です。
個人事業主に雇用される従業員が、
助成対象です。

Q2

現在実施中の研修は、
助成対象となりますか？

すでに開始されている研修については、
助成対象外です。
研修開始予定日の１ヶ月前までに
交付申請が必要となります。

Q3

研修計画に変更がある場合、
どのような手続きが必要ですか？

やむを得ない事情により、交付決定後に研修計画等を変更する場合は、**申告期限までに「変更承認申請書」をご提出ください**。
期限等の詳細は、募集要項「研修計画等の変更について」をご確認ください。
期限までに**変更申請がない場合**、計画どおりに実施されないものとして**助成対象外となります**。

8．よくある質問

公益財団法人 東京しごと財団

Q4

「１研修」の定義を教えてください。

「１研修あたりの金額」など、当助成金では「１研修」という単位が頻繁に出てきます。
「１研修」とは、１つの研修内容のまとまりのことです。
セルフメイドの場合、原則として研修実施者が１つのまとまりとして計画したものを「１研修」とします。
レディメイドの場合、原則として教育機関が１つのまとまりとして実施するものを「１研修」とします。

研修計画でお悩みの場合は、スキルアップ助成金事務局までお問い合わせください。

9．個別相談会のご案内

公益財団法人
東京しごと財団

「申請したいけれど、当社は具体的にどの助成金を利用できる？」
「直接話を聞きたい」「申請書の書き方がわからない」などございましたら、ぜひ個別相談会にご参加ください！

電話 または HPのお問い合わせフォーム からお申込みください

【電話番号】

03-5211-0391

（平日9:00～17:00、12:00～13:00除く）

【ホームページ】
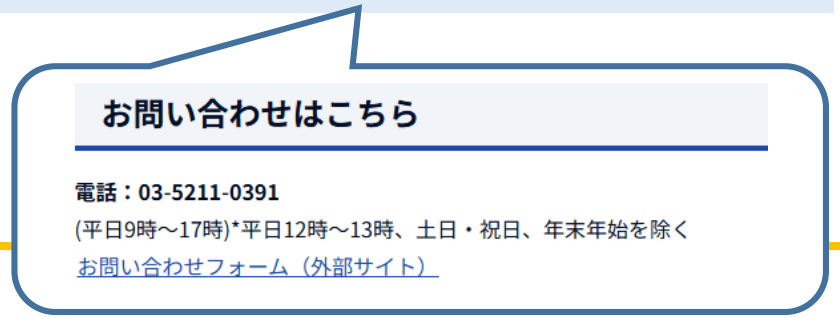
https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/skillup/skillup.html